

第92回 定時株主総会

# 招集ご通知

## 開催日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時

## 開催場所

神戸市中央区波止場町2番1号

ホテルオークラ神戸 1階 銀杏の間

※今回開催場所が変更になっておりますのでご注意ください。

## 議案

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

## ■株主総会にご出席いただけない場合

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面または電磁的方法（インターネット）による議決権行使を強くご推奨申し上げます。

## 議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後5時まで

## 目次

第92回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	19
計算書類	22
監査報告	25
株主総会参考書類	33

## お土産の取りやめについて

本年は、ご来場の株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただいております。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

東京都港区三田三丁目2番6号  
**共 榮 タ ン カ ー 株 式 會 社**  
代表取締役社長 高 田 泰

## 第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申しあげます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、可能な限り同封の議決権行使書用紙または電磁的方法（インターネット）により事前の議決権行使をいただき、本総会会場でのご出席はお控えくださいますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 神戸市中央区波止場町2番1号  
ホテルオークラ神戸 1階 銀杏の間

※今回開催場所が変更になっておりますのでご注意ください。

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第92期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第92期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
 第2号議案 定款一部変更の件  
 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件  
 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kyoeitanker.co.jp/>）に掲載しており、本招集ご通知には掲載しておりません。
- ・連結注記表
  - ・個別注記表
- なお、これらの事項は監査報告の作成に際して、監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類に含まれております。
3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、上記ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する株主様へのご連絡事項

## &lt;当社の対応について&gt;

- ・当社におきましては、株主総会当日の状況に応じて、出席する取締役および運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。

## &lt;株主様へのお願い&gt;

- ・感染リスクを避けるため、今年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使または電磁的方法（インターネット）による事前の議決権行使を強くご推奨申し上げます。なお、事前の議決権行使期限は1頁に記載のとおりであります。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容には、今後も注視していただき、ご自身および周囲への感染拡大防止のために、くれぐれも慎重なご判断をお願い申し上げます。

## &lt;来場される株主様へのお願い&gt;

- ・当日ご来場される株主様におかれましては、ご自身の体調には十分お気を付けのうえ、マスク着用などの感染予防措置を講じていただきますよう、お願い申し上げます。
- ・感染防止の観点から、会場内の座席の間隔を拡げるため、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承ください。

株主総会当日までの感染拡大の状況等により株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.kyoeitanker.co.jp/>）に掲載させていただきますので、必ずご確認をお願い申し上げます。株主の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日（水曜日）  
午前10時



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）  
午後5時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）  
午後5時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 票

○○○○ 御中

××××年 ×月×日

議決権行使書

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

議決権行使書

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

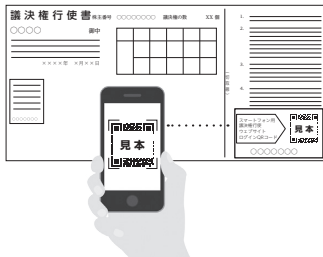
- インターネットと書面の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- また、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

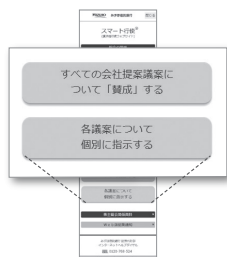
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社登ソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

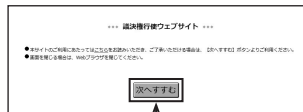
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

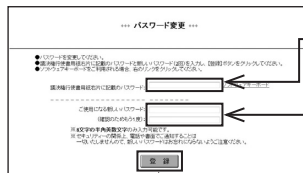
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

(添付書類)

## 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナウイルスの流行によるまん延防止等重点措置の適用により個人向けサービス消費の回復は軟調であり、年後半にはウクライナ危機の緊迫化を背景とした資源価格の上昇が企業業績の重石となりました。海外経済は、米国では、堅調な雇用推移と設備投資により高水準での成長が継続しましたが、中国では脱炭素政策の影響による一部地域での停電やゼロコロナ政策による行動制限強化などにより景気は減速しました。

海運市況は、大型原油船（VLCC）の備船市況につきましても、ワクチン接種の増加により中国や米国、欧州などを中心に経済活動の正常化が進み、第1四半期に一時的に需要回復の兆しが見えましたが、その後もコロナ禍による原油需要の低迷は続いており、OPECプラスの協調減産も段階的に増産されているものの、原油供給量が絞られた状態が続きました。そのような状況下において既存隻数が800隻を超え、また解撤数が少ないため、引き続き船腹需給は緩んでおり、冬場の輸送需要も盛り上がることなく低迷を続けました。2月にロシアがウクライナに侵攻したことにより市場参加者に緊迫感が増し、心理的な要因でWS50台まで上昇しましたが、市場のファンダメンタルズは変わらないまま短期的な上昇に止まりました。

石油製品船（LR2やMR）も、一部で石油製品の需要が回復に向かいつつありましたが、既存隻数が多い中コロナ禍の影響でジェット燃料を始めとする石油製品需要の低下が続き、船腹過剰も深刻化しており、VLCCと同様、市況は低迷しました。第4四半期に入ってもしばらく市況に変化はありませんでしたが、ロシアのウクライナ侵攻によりVLCC同様に市況が高騰しました。その後徐々に下落したものの、ロシアに対する欧米諸国の制裁への抵触を懸念する多くの船主、トレーダーがロシア出しの貨物を避けてトレーディングパターンが変化したこと、一方でロシア出しの貨物輸送運賃にプレミアムが付くなど、ロシア・ウクライナ情勢の影響を大きく受けた市況展開となりました。

大型LPG船（VLGC）の備船市況は、春の不需要期による荷動きの減少や米国出しの輸送需要の減少などにより夏場まで下落しましたが、中国向けの化学品原料としての需要やインドも含めた民生需要が底堅く、また、パナマ運河の滞船による船腹需給引き締め効果もあり、第3四半期まで好調な市況展開となりました。第4四半期になり一時的に下落しましたが、ロシアのウクライナ侵攻の影響を受けることもなく全般的に堅調に推移しました。

ばら積船につきましても、中国の経済活動の再開や、鉄鉱石価格の上昇、北米や南米からの穀物輸送が活発となったことに加え、コロナウイルスの影響により船員交代に時間が掛かるなど、滞船の長期化も市況上昇につながり、強含んだ市況展開となりました。第3四半期に入りますと、中国が冬季北京五輪に向けて環境政策を優先させ、粗鋼生産を始めとした経済活動を縮小させたことや、長期化していた中国主要港での滞船も改善が見られた影響で市況は下落しました。第4四半期に入り、例年どおり中国の旧正月および今年度は冬季北京五輪にかけて市況は低迷、特にケープサイズバルカーでは主要航路平均が一時6千ドル台を記録するなど大きく下落しましたが、その後回復し、ロシアのウクライナ侵攻の影響も見られず、小幅の上昇と



下落を繰り返しながら堅調に推移しました。

こうした経営環境の中、当社グループは大型タンカーを中心とする長期貸船契約を主体に安定した経営を目指しており、前期11月にVLCC“TENZAN”、当期9月にVLCC“TOKIWA”ならびに2月にはLPG船“MARIE”が竣工致しました。その一方で、当期8月および9月に石油製品船2隻を売却するなど、船隊構成の整備・拡充に取り組んでまいりました。

また、各船の運航効率の向上と諸経費の節減にも全社を挙げて努めた結果、当連結会計年度の経営成績は以下のとおりとなりました。

海運業収益は、石油製品船2隻の売却がありました。前期と当期でVLCCを1隻ずつ取得したことなどにより、121億4千1百万円(前期比4億7千1百万円増)となりました。営業利益は、海運業収益の増加はありましたが、船舶の取得により海運業費用が増加したことなどにより、4億2千万円(前期比3億6千2百万円減)、経常利益は1千7百万円(前期比2億8千6百万円減)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益に石油製品船2隻の売却益12億4千3百万円、および当該2隻の次回入渠に向けて引き当てていた特別修繕引当金を売却に伴って取り崩した利益1億2千7百万円を計上したことなどにより、8億8千2百万円(前期比7億2千1百万円増)となりました。

## (2) 対処すべき課題

当社グループは、大型タンカーの長期貸船契約を大きな柱とした安定収益の確保ならびに安全運航と海洋・地球環境保全に努めてまいりました。

今後のわが国経済は急激な円安や資源価格の上昇により、個人消費の悪化や、設備投資の抑制が懸念されます。海外経済も同様に資源価格の上昇などによりインフレが加速しており、春先以降の景気回復の勢いが削がれるリスクがあります。

海運業界においても、市況の不透明感が拭い切れておらず、且つインフレによるコストの増加も見込まれ、引き続き厳しい経営環境が続くものと思われれます。

このような経営環境のなか、今後も株主の皆様に対する安定した利益還元を実現すべく、安定収益の確保に努め、財務基盤の強化に取り組んでまいります。新規の設備投資案件については、新造船市場の高騰等インフレの影響を慎重に見極めつつ、脱炭素化に伴う将来のエネルギー源の転換を見据え、エネルギー需要の変化に対応した船隊構成を築くべく、積極的に検討を行ってまいります。また、既存の取引先には、安定的かつ質の高いサービスおよび技術提供を継続し、更なる関係深耕を図るとともに、国外重要営業拠点と位置付けているシンガポール現地法人を活用し、優良な新規取引先とのビジネスの可能性を模索し、事業基盤の着実な構築に邁進してまいります。

さらに、安全運航に欠かせない高度な船舶管理業務を実現し継続するため、採用による人材の拡充と国内外での船員教育を充実させ、優秀な船員の確保・育成に努めるとともに、将来にわたる持続的な成長を実現するための海洋・地球環境保全に向けた活動の一環として、次世代型技術に対する積極的な取組みを進めてまいります。

この他、将来にわたる持続的な成長に向け、環境変化に対応し社会の求めに呼応できる人材の育成と、デジタルリテラシー向上およびシステム活用による業務効率化を図るとともに、グループを挙げたコンプライアンスの徹底と内部統制の運用により透明性の高い経営に努めてま

いる所存です。

株主各位におかれましては、倍旧のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の総額は95億2百万円であります。

当連結会計年度末現在発注済の船舶

船主	船種	船名	載貨重量吨数 (M / T)	竣工予定年月
KYOEI TANKER SINGAPORE PTE.LTD.	中型LPG船	未定	約 19,000	2024年 3月

### (4) 資金調達の状況

当連結会計年度中竣工の船舶2隻の建造資金等に充てるため、97億1千4百万円を銀行借入により調達いたしました。

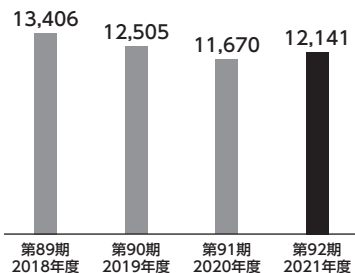
### (5) 財産および損益の状況の推移

区分	第 89 期 2018年度	第 90 期 2019年度	第 91 期 2020年度	第 92 期 2021年度
売上高	13,406 <sup>百万円</sup>	12,505 <sup>百万円</sup>	11,670 <sup>百万円</sup>	12,141 <sup>百万円</sup>
経常利益	838 <sup>百万円</sup>	1,023 <sup>百万円</sup>	303 <sup>百万円</sup>	17 <sup>百万円</sup>
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,137 <sup>百万円</sup>	2,099 <sup>百万円</sup>	161 <sup>百万円</sup>	882 <sup>百万円</sup>
1株当たり当期純利益	148.69 円	274.59 円	21.13 円	115.44 円
総資産	56,710 <sup>百万円</sup>	66,372 <sup>百万円</sup>	68,869 <sup>百万円</sup>	73,496 <sup>百万円</sup>
純資産	11,730 <sup>百万円</sup>	13,617 <sup>百万円</sup>	13,900 <sup>百万円</sup>	15,116 <sup>百万円</sup>

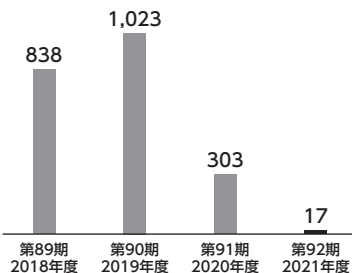
- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。また期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 当社は、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第89期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たりの当期純利益を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



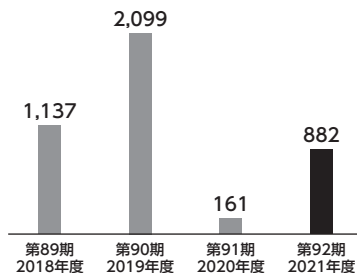
売上高 (単位：百万円)



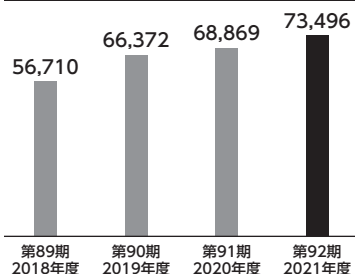
経常利益 (単位：百万円)



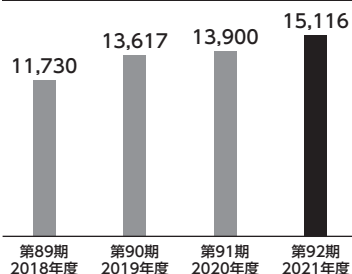
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



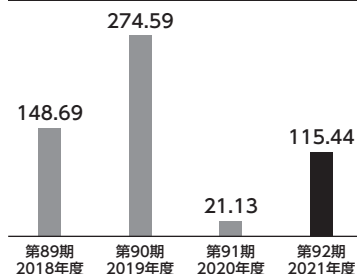
総資産 (単位：百万円)



純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



## (6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
KYOEI TANKER SINGAPORE PTE.LTD.	米ドル 75,860,248	100 %	海運業
OCEAN LINK MARITIME S.A.	米ドル 500	100	海運業
PYXIS MARITIME S.A.	米ドル 500	100	海運業
NORMA MARITIME S.A.	米ドル 500	100	海運業
ALLEGIANCE MARITIME S.A.	米ドル 500	100	海運業
CRUX MARITIME S.A.	米ドル 500	100	海運業
LYRA MARITIME S.A.	米ドル 500	100	海運業

(7) **主要な事業内容** (2022年3月31日現在)

当社グループは、共栄タンカー株式会社(当社)と子会社9社により構成されており、主として船舶の運航および貸渡を業務とする外航海運業を営んでおります。

(8) **主要な事業所および船舶概況** (2022年3月31日現在)

① 主要な事業所

名 称	所 在 地
共栄タンカー株式会社	東京都港区三田三丁目2番6号
KYOEI TANKER SINGAPORE PTE. LTD.	20 ANSON ROAD #11-01 TWENTY ANSON, SINGAPORE
OCEAN LINK MARITIME S.A.	PANAMA CITY,PANAMA
ALLEGIANCE MARITIME S.A.	PANAMA CITY,PANAMA
PYXIS MARITIME S.A.	PANAMA CITY,PANAMA

② 船舶概況

区 分	隻 数	載貨重量吨数 (M/T)
所 有 船	15	2,640,008

(9) **従業員の状況** (2022年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
陸 上 従 業 員	31名	1名増
海 上 従 業 員	26名	増減なし
合 計	57名	1名増

(注) 当社従業員数は連結従業員数と同様であります。

(10) **主要な借入先** (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	16,484 百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	14,042
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	9,142
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	8,796
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,796
そ の 他	2,129

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,800,000株  
 (2) 発行済株式の総数 7,650,000株(自己株式2,202株を含む)  
 (3) 株主数 8,290名  
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本郵船株式会社	2,295 <small>千株</small>	30.01%
ジャパンマリンユナイテッド株式会社	950	12.43
三井住友海上火災保険株式会社	568	7.43
コスモ石油プロパティサービス株式会社	500	6.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	258	3.38
馬場協二	201	2.63
株式会社みずほ銀行	200	2.62
東京海上日動火災保険株式会社	106	1.39
林田一男	86	1.13
日本証券金融株式会社	76	0.99

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てております。  
 2. 持株比率は自己株式（2,202株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 田 泰	
代表取締役専務取締役	安 田 幸 生	企画部・経理部担当
代表取締役専務取締役	近 藤 耕 司	営業部・船舶部担当
常 務 取 締 役	松 下 裕 史	総務部担当、総務部長委嘱
取 締 役	吉 田 雅 和	船舶部長委嘱
取締役（監査等委員・常勤）	吉 田 巧	
取締役（監査等委員）	石 崎 青 次	海祥海運株式会社代表取締役社長
取締役（監査等委員）	水 井 利 行	コスモエネルギーホールディングス株式会社 取締役監査等委員
取締役（監査等委員）	阿 部 健 一 郎	日本郵船株式会社財務グループ グループ長
取締役（監査等委員）	稲 見 俊 文	シティコンピュータ株式会社 顧問

- (注) 1. 取締役（監査等委員）の石崎青次氏、水井利行氏、阿部健一郎氏および稲見俊文氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集および重要な社内会議への出席による情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、吉田巧氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は取締役（監査等委員）石崎青次氏および稲見俊文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出書を提出しております。
4. 取締役（監査等委員）吉田巧氏は、長年にわたる船舶運航・管理に関する豊富な経験があり、海運業界における幅広い見識を有しております。
5. 取締役（監査等委員）石崎青次氏は、海祥海運株式会社の代表取締役社長であり、企業経営についての豊富な経験を通じて経営に関する高い見識と財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役（監査等委員）水井利行氏は、コスモエネルギーホールディングス株式会社の取締役監査等委員であり、同社の経理部長および監査室長の経験があることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役（監査等委員）阿部健一郎氏は、日本郵船株式会社の財務グループ グループ長であり、海運業界における豊富な経験を通じて幅広い見識と財務に関する相当程度の知見を有しております。
8. 取締役（監査等委員）稲見俊文氏は、三菱鉱石輸送株式会社における代表取締役社長としての企業経

営についての豊富な経験と、三菱商事株式会社における船舶関連部門に従事していた経験を有しております。

#### 9. 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
成田 克史	2021年6月29日	任期満了	代表取締役専務取締役 総務部担当、総務部長委嘱

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

#### (4) 取締役の報酬等

当社は、2016年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2021年2月5日開催の取締役会において、その報酬を与える時期について決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

##### ①基本方針

当社は役員報酬の額の決定に関する方針を、役員役位や職責に応じて決定すると定めております。

役員報酬の額を決定する権限を有する機関は取締役会であり、取締役社長から監査等委員会へ諮問のうえ、取締役社長が取締役会に提案し、株主総会で承認された限度額の範囲で取締役会にて決議しております。

監査等委員である取締役の報酬については、世間水準および経営内容を総合的に勘案し決定

しています。なお、独立かつ客観的な立場から経営の監督および利益相反の監督を行うため、月額報酬（固定部分）のみで構成されています。

②取締役の報酬等の構成および決定方法

取締役の報酬は、月額報酬、賞与で構成されており、それぞれの内容は以下のとおりです。

報酬等の種類	報酬等の内容
月額報酬	固定報酬として、役位や職責に応じて毎月支給しております。
賞与	業績連動報酬として、親会社株主に帰属する当期純利益等の会社業績、会社を取り巻く経営環境、株主等への配当額等を総合的に勘案し、年1回一定の時期に支給しております。

③取締役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の種類別の総額		員 数
	月額報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く）	100百万円	12百万円	6名
（うち社外取締役）	（－）	（－）	（－）
取締役（監査等委員）	22百万円	－	3名
（うち社外取締役）	（5百万円）	（－）	（2名）
合 計	123百万円	12百万円	9名
（うち社外取締役）	（5百万円）	（－）	（2名）

- (注) 1. 上記の取締役の員数が当事業年度末日の取締役の員数と相違しておりますのは、2021年6月29日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含み、無報酬の社外取締役（監査等委員）2名を除いているためであります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第86回定時株主総会において年額220百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第86回定時株主総会において、年額44百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名です。
5. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与と引当金繰入額が含まれております。
6. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、親会社株主に帰属する当期純利益等の会社業績、会社を取り巻く経営環境、株主等への配当額等を総合的に勘案したものであります。当該指標を選択した理由は、報酬決定プロセスの透明性・公正性を確保するためであります。当社の業績連動報酬は、上述の業績指標と役位や職責を考慮し算出されております。



## (5) 社外役員に関する事項

## ① 他の法人等の重要な兼職の状況等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	兼 職 先 法 人 等 名	兼 職 の 内 容
取締役（監査等委員）	石 崎 青 次	海 祥 海 運 株 式 会 社	代表取締役社長
取締役（監査等委員）	水 井 利 行	コスモエネルギーホールディングス株式会社	取締役監査等委員
取締役（監査等委員）	阿 部 健 一 郎	日 本 郵 船 株 式 会 社	財務グループグループ長
取締役（監査等委員）	稲 見 俊 文	シティコンピュータ株式会社	顧問

- (注) 1. コスモエネルギーホールディングス株式会社はコスモ石油株式会社の完全親会社であり、コスモ石油株式会社は当社の重要な荷主であります。
2. 日本郵船株式会社は当社の筆頭株主であり、重要な取引先であります。
3. 海祥海運株式会社との間には重要な取引関係はありません。
4. シティコンピュータ株式会社との間には重要な取引関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況	主な活動状況と期待される役割に 対して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	石 崎 青 次	取締役会・ 監査等委員会 7回/7回 (100%)	<p>社外取締役に就任以降、海運業界における長年の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営の監督と助言等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。</p> <p>当事業年度の取締役会においては、当社の経営に関する様々な事項に関して、長年にわたる経営者としての高い知見から適宜必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会においては、海運業における豊富な経験に基づき、独立役員（社外取締役）の立場から監督、助言を行い、取締役候補者の選定や報酬の決定に関しては、客観的・中立的な立場で、委員会を主導しております。</p>

地 位	氏 名	出席状況	主な活動状況と期待される役割に 対して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	水 井 利 行	取締役会・ 監査等委員会 7回/7回 (100%)	<p>社外取締役就任以降、経営者としての経験や監査・経理部門に従事していた経験に基づき、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。</p> <p>当事業年度の取締役会においては、当社の経営計画や内部監査に関して適宜必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会においては、当社の会計監査人の業務執行状況・監査内容や内部統制・内部監査等に関して客観的・中立的立場から適宜必要な発言を行っています。</p>
取締役 (監査等委員)	阿 部 健 一 郎	取締役会・ 監査等委員会 7回/7回 (100%)	<p>社外取締役就任以降、海運業界における幅広い見識や財務部門に従事している経験に基づき、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。</p> <p>当事業年度の取締役会においては、当社の経営計画や財務指標の適正性等に関して適宜必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会においては、当社のコンプライアンス体制等に関して客観的・中立的立場から適宜必要な発言を行っています。</p>
取締役 (監査等委員)	稲 見 俊 文	取締役会 5回/5回 (100%)	<p>社外取締役就任以降、経営者としての経験や船舶部門に従事していた経験に基づき、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。</p> <p>当事業年度の取締役会においては、当社の経営に関する様々な事項に関して適宜必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会においては、経営者としての経験や幅広い見識に基づき、当社企業経営に関し独立役員（社外取締役）として客観的・中立的立場から適宜必要な発言を行っています。</p>
		監査等委員会 4回/4回 (100%)	

(注) 取締役（監査等委員）稲見俊文氏は、2021年6月29日開催の第91回定時株主総会において新たに選任されたため、同日以降に開催された取締役会および監査等委員会の出席回数および開催回数を記載しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計金額を記載しております。
2. 監査等委員会は監査計画における監査重点項目などの内容、時間数、監査チームの体制および報酬見積りの算出根拠等の妥当性などについて検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また監査等委員会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
イ. コンプライアンス体制にかかる規程「企業行動憲章と行動規準」を定め、取締役および使用人に周知徹底する。  
ロ. 内部監査規程に従い、業務執行の適正性についての内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制  
文書管理規程に従い、重要な意思決定および報告などの情報を適切に保存管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
イ. リスクマネジメント体制は各取締役が自己の分掌範囲について責任をもって構築し、重要事項については経営会議において審議する。  
ロ. リスク管理委員会において、事前の対策を含め、迅速な有事対応の体制を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については経営会議の合議により慎重に意思決定を行う。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
イ. 適正な会計処理を行い、社会に信頼される財務報告を提供するため、法令および経理規程に基づき、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性を向上させる。  
ロ. 内部監査室は、業務監査ならびに会計監査を行い、被監査部署は是正の要求を受けた場合、速やかに改善策を講ずる。
- ⑥ 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
グループ会社各社が「企業行動憲章および行動規準」に則しているか、内部監査室により監査する。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項  
イ. 監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを要請した場合、要請に即して必要な人員を配置する。  
ロ. 監査等委員会が指定する期間中は、指名された使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては監査等委員会の事前の同意を得る。

- ⑧ 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査等委員は取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席する。
  - ロ. 取締役および使用人は業務または業績に影響を与える重要な事項に関する適切な情報を適時に監査等委員会に報告する。
  - ハ. 内部通報規程において、通報者等に対していかなる不利益な取扱いも行ってはならないことを規定している。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会は会計監査人および内部監査室と相互に連携を図り、それぞれの監督および監査が効率的に実施できる体制を確保する。
  - ロ. 監査等委員が、その職務（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払いまたは償還等を請求した時は、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスについては、当社ならびに子会社の役員および従業員に対して、コンプライアンスの基本的事項の再確認となる社内講習や外部から講師を招いての研修を社内で開催する等、コンプライアンス意識の浸透を図っております。
- ② 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されています。
- ③ 当社および子会社の事業の報告については、定期的に当社取締役会のみならず社内の重要な会議で報告がなされ、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関係部署への指示を行っております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する安定した利益還元を経営の重要課題と位置付け、安定収益の確保ならびに財務基盤の強化に取組み、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

（注） 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,498,295</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>14,906,290</b>
現 金 お よ び 預 金	4,492,417	海 運 業 未 払 金	314,719
海 運 業 未 収 金	1,273	短 期 借 入 金	13,332,588
立 替 金	37,227	未 払 費 用	51,286
貯 蔵 品	267,992	未 払 法 人 税 等	463,364
繰 延 お よ び 前 払 費 用	134,101	契 約 負 債	558,002
そ の 他	565,283	賞 与 引 当 金	52,244
<b>固 定 資 産</b>	<b>67,998,515</b>	そ の 他	134,084
(有 形 固 定 資 産)	(67,061,871)	<b>固 定 負 債</b>	<b>43,474,008</b>
船 舶	67,017,785	長 期 借 入 金	40,060,649
建 物	7,916	特 別 修 繕 引 当 金	1,593,749
建 設 仮 勘 定	19,592	退 職 給 付 に 係 る 負 債	189,222
そ の 他	16,576	繰 延 税 金 負 債	1,246,016
(無 形 固 定 資 産)	(5,410)	そ の 他	384,371
ソ フ ト ウ ェ ア	3,901	<b>負 債 合 計</b>	<b>58,380,299</b>
電 話 加 入 権	1,509	<b>純 資 産 の 部</b>	
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(931,232)	<b>株 主 資 本</b>	<b>14,622,243</b>
投 資 有 価 証 券	695,557	資 本 金	2,850,000
そ の 他	235,675	資 本 剰 余 金	518,694
<b>資 産 合 計</b>	<b>73,496,810</b>	利 益 剰 余 金	11,256,542
		自 己 株 式	△2,994
		<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>494,268</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	233,114
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△129,085
		為 替 換 算 調 整 勘 定	390,239
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>15,116,511</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>73,496,810</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
( 海 運 業 収 益 )		
貸 船 料	12,141,402	12,141,402
( 海 運 業 費 用 )		
運 航 費	886	
船 費	10,240,546	
借 船 料	606,850	
そ の 他 海 運 業 費 用	25,712	10,873,996
<b>海 運 業 利 益</b>		<b>1,267,405</b>
一 般 管 理 費		846,830
<b>営 業 利 益</b>		<b>420,575</b>
( 営 業 外 収 益 )		
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	20,403	
受 取 保 険 金	37,643	
そ の 他 営 業 外 収 益	18,326	76,372
( 営 業 外 費 用 )		
支 払 利 息	468,164	
そ の 他 営 業 外 費 用	11,242	479,407
<b>経 常 利 益</b>		<b>17,540</b>
( 特 別 利 益 )		
船 舶 売 却 益	1,243,859	
特 別 修 繕 引 当 金 取 崩 額	127,340	1,371,199
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>1,388,740</b>
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税	482,138	
法 人 税 等 調 整 額	23,769	505,908
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>882,832</b>
<b>親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益</b>		<b>882,832</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,850,000	518,694	10,526,666	△2,994	13,892,366
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△152,955	—	△152,955
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	882,832	—	882,832
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	729,876	—	729,876
当 期 末 残 高	2,850,000	518,694	11,256,542	△2,994	14,622,243

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	214,605	△78,031	△128,739	7,834	13,900,201
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△152,955
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	882,832
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	18,508	△51,054	518,979	486,433	486,433
当 期 変 動 額 合 計	18,508	△51,054	518,979	486,433	1,216,310
当 期 末 残 高	233,114	△129,085	390,239	494,268	15,116,511

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,120,364</b>
現金および預金	3,625,662
海運業未収金	1,273
立 替 金	277,317
繰延および前払費用	4,341
そ の 他	211,769
<b>固 定 資 産</b>	<b>44,413,832</b>
(有形固定資産)	(8,918,954)
船 舶	8,894,788
建 物	7,916
器具および備品	16,248
(無形固定資産)	(5,410)
ソフトウェア	3,901
電話加入権	1,509
(投資その他の資産)	(35,489,467)
投資有価証券	695,557
関係会社株式	8,319,215
関係会社長期貸付金	26,249,064
そ の 他	225,630
<b>資 産 合 計</b>	<b>48,534,196</b>

科 目	金 額
<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 負 債</b>	<b>4,946,932</b>
海運業未払金	314,719
短期借入金	3,325,120
未払金	69,849
未払費用	31,924
未払法人税等	463,364
契約負債	478,665
預り金	193,007
与引当金	51,644
そ の 他	18,637
<b>固 定 負 債</b>	<b>32,221,971</b>
長期借入金	31,528,519
退職給付当金	189,222
デリバティブ債務	289,294
繰延税金負債	214,927
そ の 他	6
<b>負 債 合 計</b>	<b>37,168,904</b>
<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>株 主 資 本</b>	<b>11,178,904</b>
資 本 金	2,850,000
資 本 剰 余 金	518,694
資 本 準 備 金	518,694
利 益 剰 余 金	7,813,204
利 益 準 備 金	193,805
そ の 他 利 益 剰 余 金	7,619,398
特 別 償 却 準 備 金	537,034
繰越利益剰余金	7,082,364
自 己 株 式	△2,994
<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>186,388</b>
その他有価証券評価差額金	233,114
繰延ヘッジ損益	△46,725
<b>純 資 産 合 計</b>	<b>11,365,292</b>
<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>48,534,196</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
( 海 運 業 収 益 )		
貸 船 料	10,463,837	
そ の 他 海 運 業 収 益	421,443	10,885,281
( 海 運 業 費 用 )		
運 航 費	886	
船 費	763,040	
借 船 料	8,519,462	
そ の 他 海 運 業 費 用	382,085	9,665,474
<b>海 運 業 利 益</b>		<b>1,219,806</b>
一 般 管 理 費		803,193
<b>営 業 利 益</b>		<b>416,612</b>
( 営 業 外 収 益 )		
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	867,227	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	130,240	
そ の 他 営 業 外 収 益	13,323	1,010,790
( 営 業 外 費 用 )		
支 払 利 息	252,991	
そ の 他 営 業 外 費 用	10,501	263,492
<b>経 常 利 益</b>		<b>1,163,910</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>1,163,910</b>
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税	481,984	
法 人 税 等 調 整 額	△41,965	440,018
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>723,891</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	株 主 資 本		利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計		
		資本剰余金	資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
					特 別 償 却 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	2,850,000	518,694	193,805	671,293	6,377,169	7,242,268	△2,994	10,607,968	
当期変動額									
特別償却準備金の取崩	—	—	—	△134,258	134,258	—	—	—	
剰余金の配当	—	—	—	—	△152,955	△152,955	—	△152,955	
当期純利益	—	—	—	—	723,891	723,891	—	723,891	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	—	—	△134,258	705,194	570,935	—	570,935	
当期末残高	2,850,000	518,694	193,805	537,034	7,082,364	7,813,204	△2,994	11,178,904	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	214,605	79,367	293,973	10,901,941
当期変動額				
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△152,955
当期純利益	—	—	—	723,891
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,508	△126,093	△107,585	△107,585
当期変動額合計	18,508	△126,093	△107,585	463,350
当期末残高	233,114	△46,725	186,388	11,365,292

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

共栄タンカー株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 澤 山 宏 行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 尻 引 善 博

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、共栄タンカー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共栄タンカー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。



連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### **利害関係**

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

共栄タンカー株式会社  
取締役会 御中PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 澤 山 宏 行  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 尻 引 善 博  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、共栄タンカー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### **計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### **計算書類等の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議にオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PWCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PWCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

共栄タンカー株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 吉 田 巧 ㊟

監査等委員 石 崎 青 次 ㊟

監査等委員 水 井 利 行 ㊟

監査等委員 阿 部 健 一 郎 ㊟

監査等委員 稲 見 俊 文 ㊟

(注) 監査等委員石崎青次、水井利行、阿部健一郎及び稲見俊文は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案して行うこととしています。

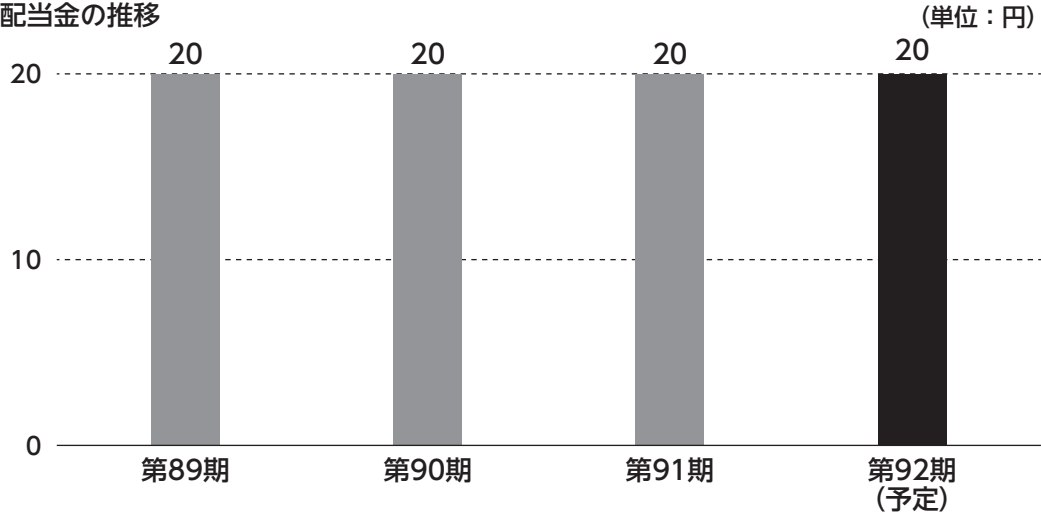
期末配当に関する事項

第92期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当金の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金20円  
配当総額 152,955,960円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日

### <ご参考>

#### 配当金の推移



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則1条ただし書きに規定する改正が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分であります）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで<u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p>第2条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役5名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	
1	近藤 耕司 こん どう こう じ	代表取締役専務取締役 営業部・船舶部担当	再任
2	安田 幸生 やす だ ゆき お	代表取締役専務取締役 企画部・経理部担当	再任
3	松下 裕史 まつ した ひろ し	常務取締役 総務部担当、総務部長委嘱	再任
4	吉田 雅和 よし だ まさ かず	取締役 船舶部長委嘱	再任
5	稲葉 泰規 いな ば やす のり	理事営業部長委嘱	新任
6	高田 泰 たか だ やすし	代表取締役社長	再任

再任 再任取締役候補者      新任 新任取締役候補者

候補者番号

1

こんどう こうじ  
近藤 耕司

(1960年6月14日生)

所有する当社の株式数…………… 7,400株  
取締役会出席状況…………… 7/7回

再任

## [略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）]

1983年4月	昭和海運株式会社入社	2013年4月	同社タンカーグループ グループ長
1998年10月	昭和海運株式会社と日本郵船株式会社 が合併し、日本郵船株式会社に 移籍	2016年4月	同社経営委員
		2018年3月	同社経営委員退任
2007年4月	出向 NYK Bulkship(China) Ltd. 香港	2018年4月	当社常勤顧問
		2018年6月	当社常務取締役
2010年4月	日本郵船株式会社石油グループ グループ長	2021年6月	当社代表取締役専務取締役（現任） ＜担当＞営業部・船舶部担当

## 取締役候補者とした理由

同氏は、日本郵船株式会社での経営委員の経験や海運業界における豊富な業務経験と知識を有し、2018年6月の就任以降は当社の営業部門を中心に経営に携わっており、当社取締役として適任であると判断し、引続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

やすだ ゆきお  
安田 幸生

(1956年10月25日生)

所有する当社の株式数…………… 1,600株  
取締役会出席状況…………… 7/7回

再任

## [略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）]

1980年4月	株式会社日本興業銀行入行	2017年6月	当社代表取締役専務取締役
2003年12月	株式会社みずほコーポレート銀行 米州業務管理部長		＜担当＞企画部・総務部・経理部 管掌
2008年4月	同行執行役員国際管理部長	2018年5月	当社代表取締役専務取締役
2009年4月	同行執行役員コンプライアンス統 括部長		＜担当＞総務部・経理部管掌
2010年7月	興和不動産株式会社常務取締役常 務執行役員企画管理本部長	2019年6月	当社代表取締役専務取締役
			＜担当＞企画部・経理部管掌
2011年6月	当社常務取締役	2020年6月	当社代表取締役専務取締役（現任） ＜担当＞企画部・経理部担当

## 取締役候補者とした理由

同氏は、金融機関における豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、2011年6月の就任以降、当社の管理部門の中核を担っており、当社取締役として適任であると判断し、引続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

まつした ひろし  
**松下 裕史** (1963年9月19日生)

所有する当社の株式数…………… 一株  
 取締役会出席状況…………… 5/5回

再任

## 〔略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）〕

1986年4月	コスモ石油株式会社入社	2019年4月	同社常務執行役員人事部長
2013年6月	同社秘書室長	2020年4月	同社顧問
2015年10月	コスモエネルギーホールディングス株式会社秘書室長	2020年6月	白島石油備蓄株式会社代表取締役社長
2018年4月	同社執行役員人事総務部長	2021年6月	<b>当社常務取締役（現任）</b> <担当>総務部担当、総務部長委嘱

## 取締役候補者とした理由

同氏は、コスモ石油株式会社およびコスモエネルギーホールディングス株式会社での秘書・人事部門における豊富な経験や、白島石油備蓄株式会社での経営者としての幅広い見識も有し、2021年6月の就任以降は当社の管理部門の中核を担っており、当社取締役として適任であると判断し、引続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

4

よしだ まさかず  
**吉田 雅和** (1960年11月30日生)

所有する当社の株式数…………… 1,400株  
 取締役会出席状況…………… 7/7回

再任

## 〔略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）〕

1985年10月	当社入社	2015年12月	当社理事船舶部部长 船員グループ長兼海技グループ長委嘱
2013年9月	当社船舶部船員グループ長	2017年6月	<b>当社取締役 船舶部長・船員グループ長委嘱</b>
2014年8月	当社船舶部部长 船員グループ長兼海技グループ長	2022年3月	<b>当社取締役 船舶部長委嘱（現任）</b>

## 取締役候補者とした理由

同氏は、海技者として当社の船舶運航部門の現場における豊富な業務経験と知識を有するとともに、2017年6月の就任以降、取締役として当社の船舶部長を務めており、当社取締役として適任であると判断し、引続き取締役候補者としていたしました。



候補者番号

5

いなば やすのり  
稲葉 泰規

(1966年11月12日生)

所有する当社の株式数…………… 一株  
取締役会出席状況…………… 一回

新任

【略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）】

1990年4月	大和証券株式会社入社	2014年6月	当社営業部長
1993年1月	当社入社	2021年7月	当社理事営業部長委嘱（現任）
2012年7月	当社営業部副部長		

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の営業部門における豊富な業務経験と知識を有しており、現在は当社の理事営業部長を務めております。当社の取締役として適任であると判断し、新任の取締役候補者となりました。

候補者番号

6

たかだ やすし  
高田 泰

(1957年1月8日生)

所有する当社の株式数…………… 15,100株  
取締役会出席状況…………… 7/7回

再任

【略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）】

1979年4月	日本郵船株式会社入社	2010年4月	当社常勤顧問
2002年4月	NYK LINE(INDIA)社長	2010年6月	当社常務取締役
2004年4月	NYK BULKSHIP(ASIA)社長	2012年6月	当社代表取締役専務取締役
2008年4月	日本郵船株式会社経営委員	2017年6月	当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、日本郵船株式会社での経営委員の経験や海運業界における幅広い見識を有し、当社の営業部門、船舶部門の担当役員を経て、2017年6月より代表取締役社長として当社の経営を担っており、当社取締役として適任であると判断し、引続き取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
2. 当社は、取締役候補者 高田泰氏の選任が承認された場合には、業務を執行しない取締役とする予定ですので、期待された役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、同氏と締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案でお諮りする取締役の各氏のうち再任の取締役候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、各氏が選任され就任した場合は、引続き当該保険契約の被保険者となります。なお、新任の取締役候補者 稲葉泰規氏が選任され就任した場合は、新たに当該保険契約の被保険者となります。

- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 取締役候補者 松下裕史氏は、2021年6月29日開催の第91回定時株主総会において新たに取締役に選任されたため、同日以降に開催された取締役会の出席回数および開催回数を記載しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役5名のうち、吉田巧氏、石崎青次氏、水井利行氏および阿部健一郎氏の4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	よし だ たくみ 吉 田 巧	取締役（監査等委員・常勤）	再任
2	いし ざき せい じ 石 崎 青 次	取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
3	みず い とし ゆき 水 井 利 行	取締役（監査等委員）	再任 社外
4	あ べ けん いち ろう 阿 部 健 一 郎	取締役（監査等委員）	再任 社外

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

よし だ  
吉田たくみ  
巧

(1956年3月25日生)

所有する当社の株式数……………	3,200株
取締役会出席状況……………	7/7回
監査等委員会出席状況……………	7/7回

再任

## [略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）]

1982年10月	飯野マリン株式会社入社	2013年6月	当社取締役船舶部長兼船舶管理グループ長委嘱
1995年12月	当社入社		
2004年8月	当社船舶部船舶管理グループ長	2015年1月	当社取締役船舶部長委嘱
2005年7月	当社船舶部部长 船舶管理グループ長	2017年6月	当社取締役船舶部担当
		2018年6月	当社取締役（常勤監査等委員） （現任）
2011年3月	当社理事船舶部部长 船舶管理グループ長委嘱		

## 取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたる船舶運航・管理に関する豊富な業務経験と知識を有し、その専門性とともにより2013年以降取締役として会社経営の全般にも見識を広めており、2018年6月の就任以降、取締役監査等委員として職責を適切に遂行していることから、当社取締役監査等委員として適任であると判断し、引続き監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

いし ざき  
石崎せい じ  
青次

(1944年1月23日生)

所有する当社の株式数……………	一株
取締役会出席状況……………	7/7回
監査等委員会出席状況……………	7/7回

再任

社外

独立

## [略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）]

1967年4月	石川島播磨重工業株式会社入社	2001年6月	海祥海運株式会社代表取締役社長 （現任）
1992年7月	同社船舶海洋事業本部船舶営業部長		
1997年6月	当社社外監査役	2016年6月	当社社外取締役（監査等委員） （現任）

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、海運業界における長年の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引続き当社の社外取締役として適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、上述の海運業界における長年の経営者としての知見を活かし、当社の意思決定の監督および健全性・適正性の確保に貢献いただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

みず い とし ゆき  
水 井 利 行

(1961年2月25日生)

所有する当社の株式数……………	一株
取締役会出席状況……………	7/7回
監査等委員会出席状況……………	7/7回

再任

社外

## 〔略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）〕

1983年4月	アルプス電気株式会社（現 アルプスアルパイン株式会社）入社	2018年4月	エコ・パワー株式会社（現 コスモエコパワー株式会社）代表取締役社長
1993年8月	コスモ石油株式会社入社	2020年4月	コスモエネルギーホールディングス株式会社顧問
2012年6月	同社監査室長	2020年6月	同社取締役（常勤監査等委員）（現任）
2015年10月	コスモエネルギーホールディングス株式会社監査室長	2020年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2016年4月	同社経理部長		
2016年6月	同社執行役員経理部長		

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、コスモ石油株式会社ならびにコスモエネルギーホールディングス株式会社での管理・経理部門に従事していた経験や、エコ・パワー株式会社での経営者としての幅広い見識も有していることから、引続き当社の社外取締役として適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、上述の管理・経理部門での経験や経営者としての知見を活かし、当社の意思決定の監督および客観性・透明性の確保に貢献いただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

4

あ べ けん いち ろう  
阿 部 健 一 郎

(1967年4月29日生)

所有する当社の株式数……………	一株
取締役会出席状況……………	7/7回
監査等委員会出席状況……………	7/7回

再任

社外

## 〔略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）〕

1993年4月	日本郵船株式会社入社	2020年4月	同社財務グループグループ長（現任）
2015年4月	同社企画グループグループ長代理	2020年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2018年10月	同社グループ経営推進グループグループ長代理		

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、日本郵船株式会社で財務部門に従事している経験や海運業界における幅広い見識から、当社の社外取締役として適切であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、上述の財務部門での経験や海運業界における幅広い見識を活かし、当社の意思決定の監督および客観性・透明性の確保に貢献いただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
2. 石崎青次氏、水井利行氏および阿部健一郎氏は社外取締役候補者であります。
3. 石崎青次氏の監査等委員としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年であります。
4. 水井利行氏および阿部健一郎氏の監査等委員としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
5. 当社は石崎青次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出書を提出しております。
6. 水井利行氏はコスモエネルギーホールディングス株式会社の取締役（常勤監査等委員）であり、同社は当社の特定関係事業者該当するコスモ石油株式会社の完全親会社であります。
7. 阿部健一郎氏は日本郵船株式会社の財務グループグループ長であり、同社は当社の特定関係事業者該当いたします。
8. 阿部健一郎氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、日本郵船株式会社で財務部門に従事している経験や海運業界における幅広い見識から、当社の社外取締役として適切に職務を遂行できるものと判断し引続き選任をお願いするものであります。
9. 各取締役（監査等委員）候補者は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。各氏が選任され就任した場合は、同内容の責任限定契約を継続する予定であります。
10. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役（監査等委員）候補者が選任され就任した場合は、引続き当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

(参考) 本総会終結後の取締役会構成

第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会構成は次のとおりとなる予定です。

氏名等	当社における地位	専門性と経験					
		企業経営	ESG	営業・運航管理	財務・会計	人事・人材開発	グローバル
近藤 耕司	代表取締役社長	●	●	●			●
安田 幸生	代表取締役 専務取締役	●	●		●	●	●
松下 裕史	代表取締役 専務取締役	●	●			●	
吉田 雅和	取締役		●	●		●	●
稲葉 泰規	取締役			●			
高田 泰	取締役	●		●	●	●	●
吉田 巧	取締役 常勤監査等委員		●	●			●
石崎 青次 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	社外取締役 監査等委員	●		●			●
水井 利行 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span>	社外取締役 監査等委員	●			●		
阿部 健一郎 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span>	社外取締役 監査等委員			●	●		●
稲見 俊文 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	社外取締役 監査等委員	●		●			●



メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

## 株主総会会場ご案内

- 場 所：神戸市中央区波止場町2番1号  
ホテルオークラ神戸 1階 銀杏の間  
※エレベーターで1階へ降りたところにございます。
- 交 通：JR・阪神「元町」駅より徒歩約10分  
三宮バスターミナルより無料シャトルバスで約10分  
(JR三ノ宮駅前南・ミント神戸1階に乗り場がございます)  
※シャトルバスの運行状況については、ホテルオークラ神戸の  
ホームページで事前にご確認くださいませよう願ひ申しあげませ。

